平成２３年（フ）第２３６号
兵庫県宝塚市山本南３丁目１番28―308号
債務者　大垣　昌美
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３７０号
兵庫県西宮市浜町６番10号
債務者　呉山進こと　呉　　世進
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１２号
兵庫県芦屋市陽光町８番20―712号
債務者　西田　景子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３７号
兵庫県西宮市上葭原町３番11―103号、住民票上の住所兵庫県西宮市宮西町１番13号
債務者　森田　裕佳
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５０号
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目４番３号エスポワール塚口南202号
債務者　小林小百合
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５２号
兵庫県西宮市久出ケ谷町３番25―202号、前住所奈良県奈良市芝辻町２丁目11番22号
債務者　荒木　左絵
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５６号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目21番地、前住所兵庫県尼崎市善法寺町６番６号ニューグリンハイツ田中302号
債務者　大久保文子（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６３号
兵庫県尼崎市大庄北２丁目22番11―312号
債務者　田中　栄子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７９号
兵庫県西宮市両度町３番２―1608号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目21番20号
債務者　尾形　正明
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０５号
兵庫県西宮市中須佐町９番９―301号、前住所兵庫県西宮市森下町５番26―606号
債務者　上野恵利佳
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７号
兵庫県たつの市新宮町曽我井850番地
債務者　居垣ひろえ
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第６９号
鳥取県境港市上道町3440番地
債務者　松永　直樹
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１０９号
山口県下関市豊浦町大字宇賀7465番地14
債務者　西田　照美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
徳島県三好市三野町芝生1283番地９
債務者　中浦　奈己
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第２０号
愛媛県今治市菊間町浜398番地１　松長ビル２―403号、旧住所今治市菊間町浜2862番地、今治市菊間町2748番地
債務者　梶原　浩子（旧姓佐川）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２９号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2683番地２
債務者　清水　雅之
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３０号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2683番地２
債務者　清水　美春
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３２号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永533番地２　アポロ荘２階、住民票上の住所愛媛県宇和島市吉田町知永４番耕地450番地
債務者　菊池　　守
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部